

定期積金（スーパー積金）

平成30年8月1日現在

1. 商品名（愛称）	・定期積金（スーパー積金）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6ヵ月以上～5年以下
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人の利息には2.0%（国税1.5%、地方税0.5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率となります。） ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ただし、貸越が発生している総合口座普通預金よりの自動振替、および総合口座普通預金に貸越が発生する自動振替による本預金への掛込入金はいたしません。この場合、営業店での掛込入金が必要となります。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①回払日日から解約日までの期間が1年未満の場合 ⇒解約日の普通預金利率 ②初回払日日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×6.0%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。）
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧 」、店頭備付けの金利表示ボード、又は窓口へ照会下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8丁目9-14 電話：06-6775-6594 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。